一、住所、氏名　北海道十勝郡浦幌町字ウツナイ七番地の三、和賀　司
一、住所、氏名　北海道河西郡中札内村元更別四線二七番地二、川島　和弘
一、住所、氏名　北海道中川郡本別町押帯一九三番地二、大和田　茂
一、住所、氏名　北海道河東郡音更町雄飛が丘仲区一番地一四七、佐藤　勇
一、住所、氏名　北海道中川郡池田町字青山三三八番地、横山　明
一、住所、氏名　北海道中川郡池田町字青山二七四番地、上田　繁法
一、住所、氏名　北海道中川郡本別町勇足二四七番地二、西尾　和夫
一、線三八番地、氏名　北海道上川郡新得町字上佐幌基片平　幸吉
一、住所、氏名　北海道足寄郡足寄町上足寄二三五番地の六、南田　宣春
一、線四三番地、氏名　北海道広尾郡広尾町字紋別二五山野　勝
一、住所、氏名　北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線二二八番地、太田　廣治
一、住所、氏名　北海道中川郡幕別町忠類元忠類三二七番地の二、木幡　胤雄
一、住所、氏名　北海道中川郡本別町西仙美里一三五番地二、橋田　英二
一、線二三番地五、氏名　北海道河西郡芽室町雄馬別二七片倉　勝
一、住所、氏名　北海道河東郡士幌町字上音更西六線六六番地、富澤　文雄
一、線五二番地、氏名　北海道上川郡新得町字上佐幌基大江　昭三
一、住所、氏名　北海道河西郡中札内村西二条南八丁目二番地、佐藤　忠
一、住所、氏名　北海道中川郡幕別町札内中央町三三〇番地の八四、木川　裕司
一、住所、氏名　北海道河東郡上士幌町東三線二三番地、井上　信夫
一、住所、氏名　北海道十勝郡浦幌町字ウツナイ七番地の三、和賀　司
一、住所、氏名　北海道河西郡中札内村元更別四線二七番地二、川島　和弘
一、住所、氏名　北海道中川郡本別町押帯一九三番地二、大和田　茂
一、住所、氏名　北海道河東郡音更町雄飛が丘仲区一番地一四七、佐藤　勇
一、住所、氏名　北海道中川郡池田町字青山三三八番地、横山　明
一、住所、氏名　北海道中川郡池田町字青山二七四番地、上田　繁法
一、住所、氏名　北海道中川郡本別町勇足二四七番地二、西尾　和夫
一、線三八番地、氏名　北海道上川郡新得町字上佐幌基片平　幸吉
一、住所、氏名　北海道足寄郡足寄町上足寄二三五番地の六、南田　宣春
一、線四三番地、氏名　北海道広尾郡広尾町字紋別二五山野　勝
一、住所、氏名　北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線二二八番地、太田　廣治
一、住所、氏名　北海道中川郡幕別町忠類元忠類三二七番地の二、木幡　胤雄
一、住所、氏名　北海道中川郡本別町西仙美里一三五番地二、橋田　英二
一、線二三番地五、氏名　北海道河西郡芽室町雄馬別二七片倉　勝
一、住所、氏名　北海道河東郡士幌町字上音更西六線六六番地、富澤　文雄
一、線五二番地、氏名　北海道上川郡新得町字上佐幌基大江　昭三
一、住所、氏名　北海道河西郡中札内村西二条南八丁目二番地、佐藤　忠
一、住所、氏名　北海道中川郡幕別町札内中央町三三〇番地の八四、木川　裕司
一、住所、氏名　北海道河東郡上士幌町東三線二三番地、井上　信夫
一、住所、氏名　北海道足寄郡足寄町郊南一丁目一五番地の二〇、清水　厚司
一、住所、氏名　北海道足寄郡足寄町北五条一丁目二番地、後藤　勇
一、住所、氏名　北海道中川郡幕別町字新和一六二番地の二五、山田　孝
一、線六八〇番地、氏名　北海道河東郡音更町字万年西一駒形　栄一
一、住所、氏名　北海道上川郡新得町字屈足西二線四四四番地、武田　武孝
一、住所、氏名　北海道勇払郡安平町追分豊栄九〇五番地二、上岡　久之
一、住所、氏名　北海道勇払郡厚真町字幌里二〇八番地の四、板橋　外市
一、住所、氏名　北海道勇払郡厚真町字鯉沼七〇番地、村田　久明
一、住所、氏名　北海道勇払郡厚真町字朝日三〇四番地、西村　孝
一、住所、氏名　北海道勇払郡厚真町字豊沢六一八番地、中島　道義
一、住所、氏名　北海道勇払郡厚真町字本郷二四一番地の二、上門　幸盛
一、住所、氏名　北海道雄内市緑一丁目一番二三号、千貝　義雄
一、住所、氏名　北海道雄内市港五丁目六番一一号、寺岡　勝雄
一、住所、氏名　北海道雄内市大黒町五丁目四一番地、庄司　政志
一、住所、氏名　北海道雄内市港四丁目七番一四号、三浦　一男
一、住所、氏名　北海道上川郡下川町西町三五三番地、加藤　久
一、住所、氏名　北海道斜里郡斜里町字三井四一番地、千葉　康吉
一、住所、氏名　北海道紋別郡遠軽町伊吹三一〇番地、佐藤　友喜

右の者取戻し営業保証金の額　金二万円也

公示送達

藤沢市渡内東土地区画整理事業の書類の送付に代える公告について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による藤沢市渡内東土地区画整理事業の別表に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を別表及び別図のとおり公告する。

教示

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に審査請求することができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

また、この通知による処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６ヶ月以内に藤沢市渡内東土地区画整理組合を被告として（理事長が被告の代表者となります。）、提起することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起することができます。

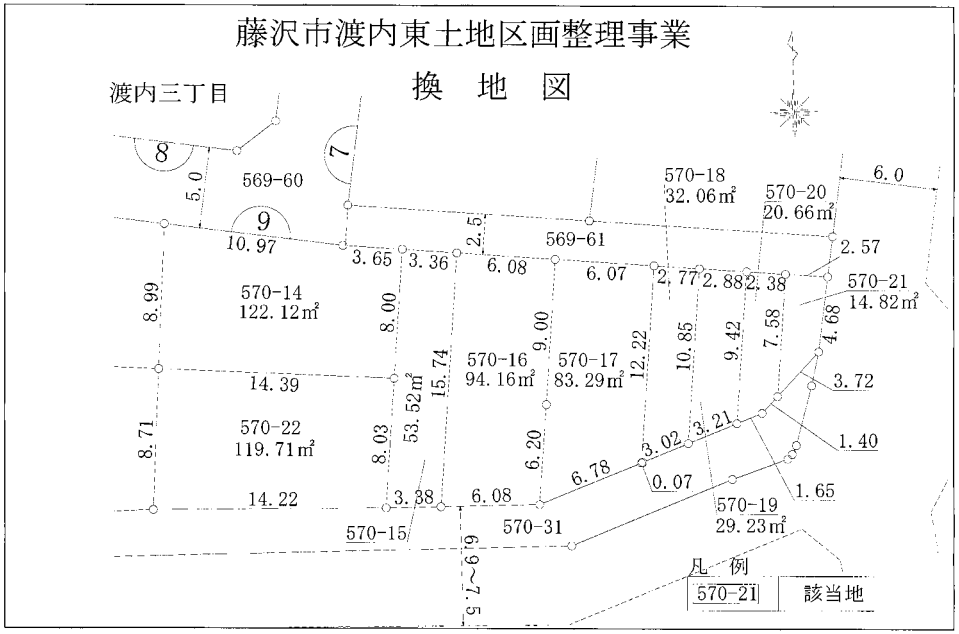
平成22年７月５日

藤沢市渡内東土地区画整理事業
施行者　藤沢市渡内東土地区画整理組合
代表者　福原　高洋

別表

書類の送付を受ける者		通　知　の　内　容
氏　名	最後の住所	
沢内ユキ	相模國鎌倉郡村岡村高谷401番地	従前の土地 藤沢市渡内三丁目３番２　畑19㎡　基準地積19.00㎡ 権利価格586,872円 換地処分後の土地 ９街区　藤沢市渡内三丁目570番21　雑種地　14.82㎡ 権利価格565,002円　交付清算金21,870円

別図



藤沢市渡内東土地区画整理組合